

西尾市公告第 625 号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に準じ、広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る事業契約の内容を次のとおり公表する。

令和7年12月24日

西尾市長 中村 健

1 公共施設等の名称及び立地

広域ごみ処理施設  
愛知県西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか

2 選定事業者の商号又は名称

建設事業者	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 JFEエンジ・日本国土・徳倉・山旺・まるひ特定建設工事 共同企業体 JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店 支店長 霜 知宏
運営事業者	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店 支店長 霜 知宏
副生成物 運搬事業者	岐阜県大垣市昼飯町1155番地 株式会社油研 代表取締役 井原 聰志  愛知県岡崎市生平町保毛22番地1 大徳運輸株式会社 代表取締役 徳本 雅巳

	神奈川県藤沢市鵠沼神明 2 丁目 11 番 12 号 株式会社ジェイテックシステム 代表取締役 平川 哲夫
	神奈川県海老名市杉久保南 5 丁目 16 番 12 号 株式会社東亜環境コーポレーション 代表取締役 玉山 稔章
	茨城県鹿嶋市宮中二丁目 4 番 13 号 大川運輸株式会社 代表取締役 大川 功
副生成物 資源化事業者	東京都中央区八重洲一丁目 4 番 16 号 新日本電工株式会社 焼却灰資源化営業部長 松田 隼人
	愛知県名古屋市港区昭和町 18 番地 中部リサイクル株式会社 代表取締役 今井 孝治
	栃木県日光市町谷 1802 番地 渡辺産業株式会社 代表取締役 神山 昌彦
	栃木県小山市大字梁 2333 番地 29 メルテック株式会社 代表取締役 鈴木 智也
	愛知県岡崎市十王町二丁目 9 番地 岡崎市 代表者 岡崎市長 内田 康宏

### 3 契約期間

建設工事請負契約	令和 7 年 12 月 19 日～令和 12 年 6 月 30 日
運営業務委託契約	令和 7 年 12 月 19 日～令和 32 年 3 月 31 日
副生成物運搬業務委託契約	令和 7 年 12 月 19 日～令和 32 年 3 月 31 日
副生成物資源化業務委託契約	令和 7 年 12 月 19 日～令和 32 年 3 月 31 日

### 4 契約金額

建設工事請負契約	金 30,514,000,000 円
----------	--------------------

運営業務委託契約	金 12,625,431,335 円
副生成物運搬業務委託契約	金 1,571,687,590 円
副生成物資源化業務委託契約	金 5,400,481,075 円

## 5 本業務の内容等

### [広域ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書（抜粋）]

#### (当事者が締結すべき契約)

第6条 本市及び建設事業者は、基本協定、本基本契約及び入札説明書等に基づき、建設工事請負契約を締結する。

2 本市及び本事業のうち運営業務の遂行者である J F E エンジニアリング株式会社名古屋支店（以下「運営事業者」という。）は、基本協定、本基本契約及び入札説明書等に基づき、運営業務委託契約を締結する。

3 本市、運営事業者及び各副生成物運搬事業者は、基本協定、本基本契約及び入札説明書等に基づき、副生成物運搬業務委託契約をそれぞれ締結する。

4 本市、運営事業者及び各副生成物資源化事業者は、基本協定、本基本契約及び入札説明書等に基づき、副生成物資源化業務委託契約をそれぞれ締結する。

#### (本件施設の整備等)

第7条 本件施設の設計・建設業務にかかる業務の概要は、要求水準書及び事業提案書に定めるとおりとする。

2 建設事業者は、本市との建設工事請負契約締結後、速やかに設計・建設業務に着手し、別途合意がある場合を除き、本件施設の基本設計及び実施設計を完成させて要求水準書に定める基本設計図書及び実施設計図書を本市に提出し本市の承諾を得た上、設計・建設業務完了予定日までに設計・建設業務を完了させる。

3 建設事業者は、設計・建設業務にかかる契約保証金として、建設工事請負契約に基づき、本市に対し、設計・建設工事費（消費税を含む。）の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付しなければならない。

4 設計・建設業務にかかる契約条件の詳細は、建設工事請負契約に定めるところによる。

#### (本件施設の運営業務)

第8条 本件施設の運営にかかる業務の概要は、要求水準書及び事業提案書に定めるとおりとする。

2 運営事業者は、運営業務における契約保証金として、運営業務委託契約に基づき、本市に対し、運営保証対象額に相当する金額を差し入れなければならない。

3 運営事業者は、運営業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。

4 運営業務にかかる契約条件の詳細は、運営業務委託契約に定めるところによる。

(副生成物運搬業務)

第9条 副生成物運搬業務の概要是、要求水準書及び事業提案書に定めるとおりとする。

- 2 各副生成物運搬事業者は、副生成物運搬業務にかかる契約保証金として、関連する副生成物運搬業務委託契約に基づき、本市に対し、運営期間における副生成物運搬業務委託費（消費税を含む。）の一会計年度分に相当する額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
- 3 副生成物運搬事業者は、副生成物運搬業務委託契約により本市より委託を受ける副生成物運搬業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。
- 4 副生成物運搬業務にかかる契約条件の詳細は、副生成物運搬業務委託契約に定めるところによる。

(副生成物資源化業務)

第10条 副生成物資源化業務の概要是、要求水準書及び事業提案書に定めるとおりとする。

- 2 各副生成物資源化事業者は、副生成物資源化業務にかかる契約保証金として、関連する副生成物資源化業務委託契約に基づき、本市に対し、運営期間における副生成物資源化業務委託費（消費税を含む。）の一会計年度分に相当する額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
- 3 副生成物資源化事業者は、副生成物資源化業務委託契約により本市より委託を受ける副生成物資源化業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。
- 4 副生成物資源化業務にかかる契約条件の詳細は、副生成物資源化業務委託契約に定めるところによる。